

児童手当「同居優先制度」による受給者変更について

児童手当は、原則、父母のうち所得の高い方が受給資格者となりますが、父母が離婚前提で別居、または、離婚に伴い別居した場合、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに受給者の変更を行うこと（同居優先制度）ができます。

◎同居優先制度の要件◎（次の３つの要件を、すべて満たしている必要があります。）

- ① 配偶者と住民票上別居または世帯分離となっていること
- ② 児童とあなたが同一世帯であること
- ③ 離婚協議中、または、離婚したことが客観的に証明できる書類（いずれか１つ）が提出できること

※DV等により住民票上の別居や世帯分離が出来ない場合は、「配偶者と別居」し、「申請者が児童と同居している」ことがわかる書類を提出することで①②を省略できる場合があります。

※客観的に証明できる書類の例

- ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
- ・弁護士などの第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）
- ・配偶者と離婚協議中である旨の申立書（現受給者が直筆で記入したもの）
- ・離婚の記載がある戸籍謄本または離婚届の受理証明書（児童扶養手当などひとり親の手当を申請し、左記の書類を提出する場合は省略することができます。）

◎申請の時期◎

- ① 上記の支給条件を満たした後、認定請求ができます。
- ② 【離婚協議中の場合】

「配偶者との別居日」又は「離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日」のいずれか直近の日付の翌日から１５日以内に申請してください。申請が遅れると、手当を支給できない月が生じる場合があります。

【離婚の場合】

「元配偶者との別居日」又は「離婚日」のいずれか直近の日付の翌日から１５日以内に申請してください。申請が遅れると、手当を支給できない月が生じる場合があります。



（裏面に続く）

◎認定までの流れ◎

- ① 同居優先制度の要件が整った後、認定請求を受付します。
- ② 市で内容を審査し、支給開始月を決定します。（別居日、離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日、認定請求日等を確認し、決定します。）認定後に、通知を発送しますので、支給開始月、支給月額等を確認してください。
- ③ 現受給者の手当は職権で消滅します。（現受給者に児童手当の受給権が消滅した旨の通知が送付されます。）

◎具体例◎

（例１）

- ・現受給者との別居日 : 令和５年５月 ３日
- ・離婚日 : 令和５年５月１０日
- ・認定請求日 : 令和５年５月１２日

⇒令和５年６月分から支給開始となります。

※令和５年５月分以前の手当は、現受給者に支給されます。そのため、令和５年６月期（令和５年２月分から令和５年５月分）の児童手当は現受給者に支給となります。

（例２）

- ・現受給者との別居日 : 令和５年５月 ３日
- ・離婚の意思が相手方に到達した日 : 令和５年７月１０日
- ・認定請求日 : 令和５年７月１２日

⇒令和５年８月分から支給開始となります。

※令和５年６月分から令和５年７月分までの手当については、別居監護申立書の提出があった場合のみ、現受給者に支給されます。

◎注意事項◎

- ・別居により市外に転出される場合は、転出先の市区町村で申請となるため、転出先の市区町村でご相談ください。
- ・現受給者が住民票をそのままにして行方不明となった場合や、DV被害等でお悩みの場合は、上記に該当しない場合でも受給者の変更ができる場合がございます。ご相談ください。
- ・仕事の都合で単身赴任している等、離婚協議に関係なく別居している場合は、対象となりません。
- ・世帯分離は市民課でのお手続きとなります。詳しくは市民課にお問い合わせください。
- ・郵送で申請いただく場合は、郵便物の到着日が申請日となります。消印日ではありませんので、ご注意ください。

◎手続きの場所・問い合わせ先◎

茨木市 こども政策課 南館３階１９番窓口
電話 072-620-1625（直通）

